タブレットＰＣ物損保証サービス規程 （OP-T2PD）
（商品修理サービス）

株式会社オプティム（以下「当社」という）は、当社のタブレット版使い放題サービス（以下「アプリ使い放題」という）において提供されるタブレットＰＣ物損保証サービス（以下「保証サービス」という）につき、タブレットＰＣ物損保証サービス規程（以下「本規程」という）を定め、本規程の各条項に基づいて無料修理サービスを提供する。

第１条（保証サービス対象商品）
保証サービス対象商品とは、アプリ使い放題利用会員（以下「会員」という）が会員資格有効期間内に所有・使用し、かつ、当社が保証サービスの対象として指定する新品のタブレットＰＣ（法人の事業の用に供するものを除く）で購入日から２年以内のもの（以下「対象商品」という）をいう。

第２条（保証サービス対応期間）
1.保証サービスは、アプリ使い放題の利用を開始した月の翌月初日に開始するものとし、アプリ使い放題利用を開始した月については、保証サービスの対象としないものとする。
2. 会員がアプリ使い放題を解約した場合、解約月の末日に保証サービスも終了するものとする。
3. アプリ使い放題利用開始月の翌月初日からアプリ使い放題解約月の末日までの期間を、「保証サービス対応期間」とする。

第３条（保証サービスの内容）
1.第 2 条に定める保証サービス対応期間中に、対象商品に、落下等による破損、自然災害を起因としない水濡れ、又は火災による破損等の偶然の事情による事故が発生した場合（以下「物損」という）であり、かつ、保証サービス対応期間中に次条に定める報告がなされたものを保証対象として、無料修理サービスを提供する。
2.対象商品の取扱説明書および本体貼り付けラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で対象商品に故障が生じた場合（以下「自然故障」という）は対象としないものとする。
3.保証限度額は、商品購入金額が 50,000 円(税込)以内の場合は商品購入金額、商品購入金額が 50,000 円(税込)を超える場合は 50,000 円(税込)とし、1 回の修理価格はこの保証限度額までとする。
4.対象商品の修理に関し 1 回の修理価格が前項に定める保証限度額を超過する場合または修理が不可能な場合（メーカーからの部品供給を受けることができない場合等）は、当社は対象商品につき全損と認定するものとする。この場合、当社は、会員に対し当社所定の方法により再購入支援金を支払い、これをもって修理に代えるものとし、再購入支援金の支払が行われた場合、当該条件を満たすタブレットＰＣについての保証サービスは終了するものとする。
5.当社が無料修理又は再購入支援金支払の保証サービスを提供した場合、対応完了日の翌日から 1 年間は、会員は本規程に基づく修理依頼ができないものとする。

第４条（報告義務）
1.会員は対象商品に対する代替品がメーカーまたは販売店より提供された場合速やかにコールセンターに連絡しなければならない。
2.前項に関する連絡が為されない場合、保証サービス期間中であっても、保証サービスの対象とならない場合があるものとする。

第５条（修理サービス依頼）
1. 保証サービス期間中に、対象商品に第 3 条第 1 項に定める物損故障が生じた場合、会員はあらかじめコールセンターに電話連絡を行い、アプリ使い放題の会員 ID（以下「会員 ID」という）を申告するものとする。
2. 修理依頼の際、会員は、①メーカー保証書および②会員が修理を依頼する対象商品の購入履歴証明書（領収書・レシート・クレジットカード利用明細書等の写し）を、修理依頼品とともに、コールセンターから案内された送付先に発送するものとする。なお、購入履歴証明書の複写に要する費用等については、会員の負担とする。
3.会員は、修理依頼品発送の際、プログラム・データを含む記録媒体、純正でない部品・機構・付加物および改造部品を、事前に機械から取り外すものとする。これらのいずれかが、機械に記録または付加された状態で修理者に引渡された場合には、会員がこれらに対する権利を放棄したものとみなし（データの初期化により工場出荷状態となる場合であっても、当社においてデータ保存・復旧は行わないものとする）、修理時において交換された旧部品または機械は当社の所有とすることができるものとする。
4. 火災に起因する物損の場合には、当社は会員に対し罹災証明書（原本）の提出を求めるものとする。

第６条（修理発生時の費用負担）
修理の際に発生する往復の送料、修理依頼にかかる梱包費用等については、会員の負担とする。

第７条（保証サービスの対象外となる事由）
次の場合は第 2 条第 3 項に定める保証サービス対応期間中であっても保証サービスの対象とならないものとする。
（1） メーカー保証書および対象商品の購入履歴証明書の提示がない場合
（2） メーカー保証書に対象商品のお買上げ日および販売店名の記載がない場合、または字句を書き換えられている場合、もしくはメーカー保証書に記載されている内容と会員の登録情報と連絡先および修理依頼商品に相違がある場合
（3） 故障事由が自然故障である場合
（4） 会員 ID の申告がない場合
（5） 当社が認識する会員以外から修理依頼のあった場合
（6） 当社が保証サービスの対象として指定していないタブレット PC の修理依頼である場合。
（7） 直接、間接に関わらず、次に掲げる事由によって生じた故障または損傷が生じた場合
①不適切な使用（電池漏洩、増設および改造行為等）または管理の不備
②対象商品の自然消耗・摩耗・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色、ねずみ食い・虫食い、その他対象商品の機能および使用の際に影響の無いもの
③天災地変（自然災害を起因とする火災・地震・地盤変動・地盤沈下・水害・落雷・塩害・ガス害等）ならびに公害や異常電圧その他の外的要因
④対象商品以外の商品の故障等に起因する事由
⑤盗難、置き忘れ、または紛失等

⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）
⑦燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物含む）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑧対象商品の西暦による年号を電子的に表示、認識または処理する機能を内蔵するものに関し、かかる機能の設計上の問題に起因する日時認識エラーにより発生する一切の故障・不具合
⑨ソフトのバグ、コンピューターウィルス、その他ソフトウェアとの相性による動作の不具合
⑩ブラウン管、ＬＣＤパネルおよびバックライトの経時による劣化（輝度の低下、フォーカスの劣化、蛍光体の焼き付け等）
⑪メーカーリコールまたはメーカーが対象商品の取替えまたは部品交換の修理等を認めたとき
⑫使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用）または維持管理（メーカーが定める定期清掃を含む）の不備もしくは不当な修理や改造等に起因するもの
⑬オプション製品・部品、ソフトウェア、PC カード・マウス、その他特に当社が別途定める対象外製品（消耗品）、購入後追加された部品（拡張ボード／拡張メモリー等。ＣＰＵ、マザーボード、ハードディスクドライブ等の部品交換・調整を含む）、バッテリー、乾電池、周波数変更交換部品に起因するもの

（8） 第 5 条による手続で修理を依頼されていない場合
（9） 一般家庭用以外（例えば業務用の長時間使用）に使用している場合
（10） 対象商品の譲渡、贈呈等、会員以外の使用による故障または損傷
（11） 対象商品の取扱説明書記載の本来会員に処置していただくべき「お手入れ」「点検」「オーバーホール作業」「バッテリー（電池）、消耗品の交換」等、メンテナンスの範囲に該当する場合
（12） 設置不良、設置不良に起因する故障、リサイクル費用、その他の類似の事由による故障および損傷
（13） 検査の結果､対象商品に異常がない場合（故障でないナンセンスコール、故障症状の再現しない場合等）
（14） ＯＳ・ソフトの再インストールおよびＢＩＯＳ調整・書き換えのみで修復可能な場合
（15） 記憶媒体の不良に起因して対象商品に記録されたデータが破壊された場合
（16） 保証サービス対応期間開始前または保証サービス対応期間終了後に修理依頼された場合
（17） 対象商品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼
（18） 保証サービス以外の保証（商品のメーカー保証、商品の部品毎のメーカー保証等）および保険の制度により保証される場合
（19） 差し押さえ、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
（20） 故意または重大な過失もしくは法令違反によって生じさせた故障、損傷または損害

第 8 条（間接損害）
1. 次の損害等については保証サービスの対象とならないものとする。
（1） 対象商品の故障または損傷に起因して他財物（ソフトウェアを含む）に生じた故障、もしくは損傷等の損害
（2） 対象商品の故障または損傷に起因して、対象商品、その他の財物が使用出来なかったことにより生じた損害
（3） 対象商品の故障または損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡および怪我を含む）
2. 延長保証サービスに関連して当社が負担する損害賠償額の限度額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為、その他請求原因の如何にかかわらず、商品購入金額を上限とするものとする。

第 9 条（遵守義務）
会員が本規程の定めに違反し、当社が保証サービスを提供するにあたり著しい損害を与えたと当社が判断した場合、当該会員は保証サービス対応期間内であっても保証サービスの提供を受けられない場合があるものとする。

第 10 条（製造物責任）
当社は対象商品のメーカー、販売者、輸入者、加工業者ではなく、会員に対して会員制サービスを提供する企業であり、製造物責任法第 3 条の責に任ずるものではない。

第 11 条（見解相違の場合）
故障および損害の認定などについて、当社と会員の間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第三者の意見を求める事ができる。

第 12 条（その他留意点）
1. 記憶装置（SSD、SD カード類等）のデータに関しては、保証サービスの対象外としデータの管理等は会員自身の責任において行うものとする。
2. 当社は本規程について予告なしに変更する権利を有しているものとし、会員はそれを予め承諾したものとする。

2014 年 10 月 1 日制定

株式会社オプティム
安心保証センター　TEL:　0120-911-016